

9月13日(日)は、町議会議員選挙です

4年間の任期が満了となる町議会議員選挙が9月13日(日)に行われます。選挙に伴う立候補予定者事前説明会と公職選挙法により禁止されている事柄などについてお知らせします。

立候補予定者事前説明会

町議会議員選挙の立候補届け出の受付事務が円滑に行われるよう、次により事前説明会を開催しますので、関係者の方は、ご出席ください(立候補予定者1人につき3人以内)。

なお、選挙は9月8日(火)に告示され、同日の午前8時30分から午後5時まで立候補届け出の受け付けを行います。

日時 7月28日(火) 午前10時～

場所 町立公民館 1階展示ホール

内容 立候補届け出書類の記載要領などについて

▼事前運動の禁止

立候補の届け出以前に選挙運動をすることは「事前運動」となり、禁止されています。選挙運動とは、特定の選挙において、特定の候補者を当選させるため、また当選させないために、選挙人に働きかける行為をいいます。

「〇〇さんに投票してください。」、または「〇〇さんに投票しないでください。」という明瞭な行為だけでなく、特定の候補者の名前を有権者に知らせるだけでも、当選を目的とした行為であれば事前運動となる恐れがあります。

▼寄附の禁止

公職の候補者(立候補予定者、現職を含む)による寄附は、選挙区内の人に対し禁止されており、開店祝いの花輪や就職祝い、お中元など冠婚葬祭における贈答、お祭りやスポーツ大会に金品を贈ること、また、公職の候補者の後援団体の寄附についても、政治団体や当該公職の候補者にする寄附以外の寄附は禁止されています。

※ただし、次の場合は除かれます。

- ①政党その他の政治団体またはその支部に対する寄附。(ただし、自分を支持・推薦する後援団体については、7月2日から投票日(9月13日)までの期間は禁止されています。)
- ②親族に対する寄附。

【問い合わせ】

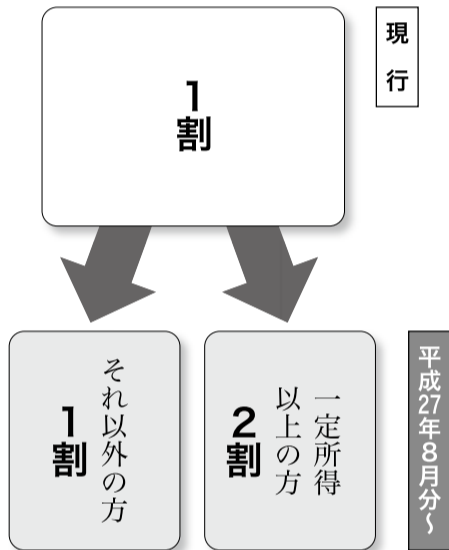
町選挙管理委員会(総務課内) ☎(83)12221



介護保険制度改正のお知らせ

8月より、介護保険制度の一部が改正されます。主な変更点は左記のとおりとなります。
【問い合わせ】福祉課 高齢介護係 ☎(83)12226

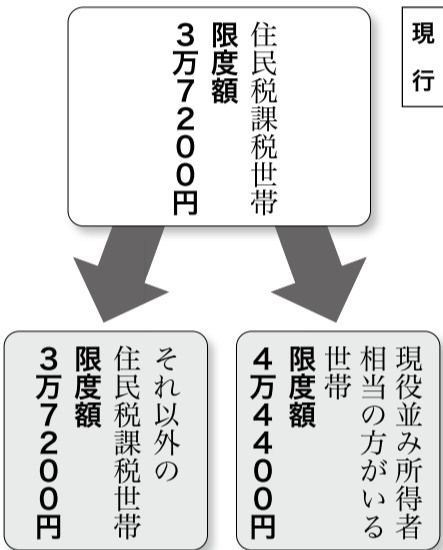
①一定所得以上の方は介護保険サービスを利用する際の自己負担が2割になります



○2割負担となる方
本人の合計所得金額が160万円以上の方。
ただし、「年金収入とその他の合計所得金額」の合計が単身世帯で280万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で、それぞれの方の収入の合計が346万円未満の方は1割負担となります。

②現役並み所得者相当の方のいる世帯の高額介護サービス費の限度額が引き上げられます

平成27年7月1日現在、要支援・要介護認定を受けている方全員に負担割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」を、7月末ごろお送りします。詳細は、同封されている通知をご覧ください。



○現役並み所得者相当の方のいる世帯
同一世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がいる世帯。
ただし、単身世帯で収入が383万円未満、65歳以上の方が2人以上いる世帯で、それぞれの方の収入の合計が520万円未満の場合の限度額は3万7200円となります。

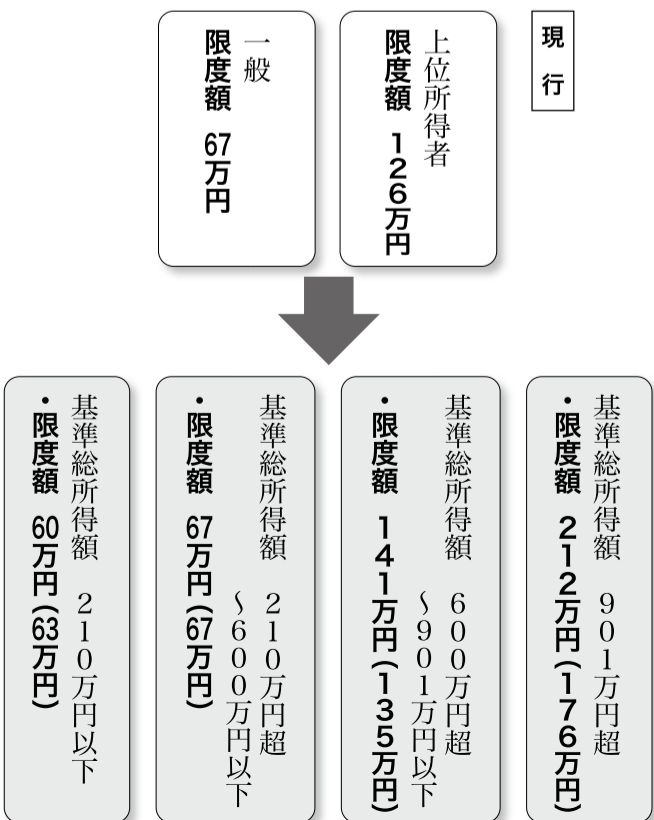
③特定入所者介護サービス費の支給条件が変更されます

住民税非課税世帯の方が支給の対象ですが、8月からは左記の要件が追加されます。

- ①世帯が異なる場合でも配偶者がいる方は、その配偶者が住民税非課税であること
- ②預貯金等の額が一定以下であること
 - ・配偶者がいる方 合計2千万円以下
 - ・配偶者がいない方 1千万円以下

※申請手続きには、「社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置」同様、預貯金通帳の写しなどの添付が必要になります

④70歳未満の方の高額介護合算療養費の限度額が変更されます



※基準総所得額：前年の総所得金額等―基礎控除33万円
平成26年8月～平成27年7月の限度額は、経過措置として、()内の金額になります